

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 9月 21日

申請者 氏名又は名称 ^{マロコウ セツビ} マロコウ設備株式会社
 住所 京都府相楽郡精華町狛田一丁目17番地2
 代表者氏名 ^{モリタ コウジ} 代表取締役 木下 孝司
 電話番号 0774-93-0025
 FAX番号 0774-93-0102
 メールアドレス maruko-setubi@snw.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 11 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 7 月 21 日

届出者

氏名又は名称 マルコウ設備株式会社
住 所 〒619-0247 京都府相楽郡精華町狛田-丁目17番地2
代表者氏名 代表取締役 木下 孝司

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	マルコウ セツビ マルコウ設備株式会社		
住 所	京都府相楽郡精華町狛田-丁目17番地2		
フリガナ 代表者の氏名	キノシタ コウジ 代表取締役 木下 孝司		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名(監査役)	木下 忠彦	吉田 泰三	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号
イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 7 月 21 日

申請者

氏名又は名称 マルコウ設備株式会社
京都府
住 所 相楽郡精華町白田一丁目17番地2
代表者氏名 代表取締役 木下孝司

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

京都府相楽郡精華町狛田一丁目17番地2
マルコウ設備株式会社

会社法人等番号	1300-01-037399	
商号	マルコウ設備株式会社	
本店	京都府相楽郡精華町大字下狛小字車付18番地 -1	平成28年 1月 6日移転 ----- 平成28年 1月13日登記
	京都府相楽郡精華町狛田一丁目17番地2	令和 2年 3月 7日字名 地番変更 ----- 令和 2年 4月20日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法による。	
会社成立の年月日	平成20年7月3日	
目的	1. 建設に関する工事 2. 土木に関する工事 3. 給排水設備に関する工事 4. エクステリアに関する工事 5. 前各号に付帯関連する一切の事業 平成23年 9月30日変更 平成23年10月11日登記	
発行可能株式総数	600株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 140株	
資本金の額	金700万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 木下孝司	平成22年 6月30日重任 ----- 平成22年 9月21日登記
	取締役 木下孝司	令和 2年 6月30日重任 ----- 令和 3年 7月 8日登記

京都府相楽郡精華町狛田一丁目17番地2
マルコウ設備株式会社

	奈良市朱雀三丁目15番地の1高の原駅前団地 2-503 代表取締役 木下孝司	平成22年 6月30日重任 平成22年 9月21日登記
	京都府相楽郡精華町大字下狛小字車付18番地 -1 代表取締役 木下孝司	平成27年11月 4日住所 移転 平成28年 1月13日登記
	京都府相楽郡精華町狛田一丁目17番地2 代表取締役 木下孝司	令和 2年 3月 7日住所 変更 令和 2年 4月20日登記
	京都府相楽郡精華町狛田一丁目17番地2 代表取締役 木下孝司	令和 2年 6月30日重任 令和 3年 7月 8日登記
	監査役 木下忠彦	
	監査役 木下忠彦	平成30年 6月30日重任 令和 3年 7月 8日登記 令和 3年 2月27日死亡 令和 3年 7月 8日登記
	監査役 木下幸義	令和 3年 2月28日就任 令和 3年 7月 8日登記 令和 4年 4月 4日死亡 令和 4年 8月 3日登記
	監査役 吉田泰三	令和 4年 4月 5日就任 令和 4年 8月 3日登記
	支店	1 奈良県宇陀市菟田野区岩崎32番-1 平成22年12月 6日設置 平成22年12月14日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立 平成20年 7月 3日登記	

京都府相楽郡精華町狛田一丁目17番地2
マルコウ設備株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 5年 7月11日

京都地方法務局木津出張所
登記官

中 島 昌 文

